

新旧対照表（平成29年2月）

頁	新	旧	備考
1頁	I 開発許可の「敷地の一体利用」制限の見直しについて	I「敷地の一体利用」について	許可条件におけるフェンスの取り扱いの変更
7頁	<p>VI 分家住宅の許可要件について</p> <p>1. 本家住宅に関する要件について</p> <p>(1)略</p> <p>(2)本家住宅の合法性について</p> <p>本家住宅が昭和46年以降に建築された住宅であるにもかかわらず建築確認をとっていない場合は、「違反建築物」となるので「許可要件なし」となります。</p> <p>ただし、本家住宅について建築基準法上の実態違反がないことが確認でき、かつ「線引き前宅地」や「大規模指定集落内」等の許可要件を充たしているため、後付で都市計画法の許可を取得した場合や許可不要に該当する場合は、「許可要件を充たした」と判断することがあります。</p>	<p>VI 分家住宅の許可要件について</p> <p>1. 本家住宅に関する要件について</p> <p>(1)略</p> <p>(2)本家住宅の合法性について</p> <p>本家住宅が昭和46年以降に建築された住宅であるにもかかわらず建築確認をとっていない場合は、「違反建築物」となるので「許可要件なし」となります。</p> <p>また、「建築確認済建築物」又は「線引き前建築物」の場合でも建築確認を経ずに増築した部分があれば、「違反建築物」となるので「許可要件なし」となります。</p> <p>ただし、本家住宅について建築基準法上の実態違反がないことが確認でき、かつ「線引き前宅地」や「大規模指定集落内」等の許可要件を充たしているため、後付で都市計画法の許可を取得した場合や許可不要に該当する場合でも、「許可要件を充たした」と判断しています。</p>	本家の合法性の要件を緩和
11頁	<p>IX 収用代替建築物の許可要件について</p> <p>1. 略</p> <p>2. 従前の建築物の合法性について</p> <p>従前の建築物が、線引き前建築物若しくは建築確認済み建築物でなければならぬので、仮に、従前の建築物の全部が違法建築であると許可要件が欠けることとなります。</p>	<p>IX 収用代替建築物の許可要件について</p> <p>1. 略</p> <p>2. 従前の建築物の合法性について</p> <p>従前の建築物が、線引き前建築物若しくは建築確認済み建築物でなければならぬので、仮に、従前の建築物の一部若しくは全部が違法建築であると許可要件が欠けることとなります。</p>	移転対象建築物の合法性の要件を緩和